

第6回 富山県ものづくり大賞

(応募要領)

1 趣旨

富山県ものづくり大賞は、本県産業・文化の発展を支え、豊かな県民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」を着実に継承し、さらに発展させていくため、高度な技術開発により県内「ものづくり」の活性化に寄与した企業を顕彰するとともに、ものづくり機運の一層の醸成を図ることを目的とします（主催 富山県）。

2 表彰区分

- ・ 大賞：1企業 賞状と副賞として賞金100万円を贈呈
- ・ 優秀賞：1企業程度 賞状と副賞として賞金30万円を贈呈
- ・ 特別賞：1～2企業程度 賞状と副賞として賞金10万円を贈呈

(例えば、中小・ベンチャー企業が商品化した技術・製品等で、県内産業の活性化に寄与し、特に表彰することがふさわしいと判断される場合に授与します。該当企業が無い場合もあります。)

※受賞企業については、県政パンフレット等で広報いたします。

3 応募資格

富山県内に本社、主たる事業所、研究開発拠点またはそれに類する施設を置く製造業を営むものづくり企業

(自薦または県内で活動する工業会や経済団体等からの推薦による応募。ただし同一団体からの推薦は2社まで)

4 審査対象

概ね3年以内に開発や商品化された技術又は製品

5 審査基準

応募された技術・製品を次のような点で審査し、極めて高い水準であると判断されるものを表彰の対象とします。

① 新規性・独創性

[・ 応募技術や製品の新規性、独創性]

② 信頼性

[・ 応募技術や製品の完成度、技術水準、省エネルギー・環境に配慮した生産方法、品質管理]

③ 市場性・成長性

[・ 応募技術や製品の売上高、市場シェア、今後の成長性]

④ 研究開発・知財戦略・人材育成

[・ 技術や製品の高度化のための研究開発体制、知財戦略、人材育成への取り組み]

⑤ その他

[・ 他機関の表彰受賞、報道等で話題になったこと、地域貢献、特記事項など]

6 審査方法

有識者で構成する検討会による審査を行い、その結果を踏まえ富山県知事が受賞企業の決定を行います。

(1) 第1次審査

応募申請書及び提出資料に基づき書類審査を行います。

(2) 第2次審査

第1次審査で選考された企業を対象に、申請者によるプレゼンテーションを受け、検討会による審査を行います。

(3) 受賞企業の決定

検討会の審査結果を踏まえ、富山県知事が受賞企業を決定します。

7 応募方法

(1) 応募受付期間

平成30年8月6日（月）から9月28日（金）まで

- ・郵送の場合は期間内に必着
- ・持参の場合は、期間内の月～金曜日 9：00～17：00

(2) 応募書類の提出

ア 応募用紙（A4サイズで印刷したもの1部）、応募書類のデジタルデータ（CD-ROM、DVD-ROM等の記録メディアに収めたもの）

イ 直近2営業期間の損益計算書と貸借対照表（各1部）

ウ 会社案内（パンフレット等）（15部）

※ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※ 応募書類は返却いたしません。

※ 応募用紙は、富山県ホームページ内の商工企画課ホームページから

所定様式をダウンロードして記入してください。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/index.html)

(3) 応募書類の提出先

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1-7

富山県 商工労働部 商工企画課 新産業創出班

TEL 076-444-9606 FAX 076-444-4401

8 応募にあたっての注意事項

(1) 写真及び添付資料については、応募用紙に同封してください。

(2) 応募内容に関する知的財産権(特許権・実用新案権・商標権等)及び品質、性能、安全性や販売等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、県及び検討会は一切責任を負いません。

(3) 書類に不備がある場合には、修正又は再提出を求めることがあります。
(提出して頂いた企業情報は、本賞の審査以外には使用いたしません)

(スケジュール)

受付開始：平成30年8月 6日（月）

応募締切：平成30年9月28日（金）必着

審査：平成30年10月上旬～12月下旬

表彰式：平成31年2月下旬頃（予定）